



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

852	平成27年度クリーニング師試験の実施	(食品・生活衛生課).....	1
853	大規模小売店舗の店舗面積の届出	(商工振興課).....	2
854	一般競争入札による落札者の決定	(農林水産総務課).....	2
855	木材業者等の登録	(林業振興課).....	3
856	特定第2号漁業者の同意成立の届出	(水産振興課).....	5
857	道路の区域変更	(道路保全課).....	6
858	道路の供用開始	( ).....	6

### ○ 人事委員会告示

7	平成27年度和歌山県職員採用Ⅲ種試験の実施	.....	6
---	-----------------------	-------	---

### ○ 警察本部告示

7	和歌山県警察捜査支援システム増強及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	.....	9
---	---	-------	---

### ○ 公告

	入札公告	(警察本部).....	13
--	------	-------------	----

## 告 示

### 和歌山県告示第852号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、平成27年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成27年7月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 試験の日時

平成27年10月29日（木）午前10時20分から

#### 2 試験場所

県民交流プラザ和歌山ビッグ愛（和歌山市手平二丁目1-2）

#### 3 試験科目

##### (1) 学科試験

- ア 衛生法規に関する知識
- イ 公衆衛生に関する知識
- ウ 洗たく物の処理に関する知識

##### (2) 実地試験

洗たく物の処理に関する技能

#### 4 受験願書の提出期間

平成27年9月28日（月）から同年10月5日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）とし、受付時間は午前9時から午後5時までとする。ただし、郵送による場合は、平成27年10月5日（月）までの消印のあるものに限り受け付ける。

## 5 受験願書の提出先

県内居住者は居住地を所管する保健所（新宮保健所申本支所を含む。以下同じ。）に、県外居住者は和歌山県環境生活部県民局食品・生活衛生課に提出すること。

## 6 試験手数料

7,000円（和歌山県証紙を受験願書に貼り付けること。）

## 7 合格発表

平成27年11月12日（木）午前10時に県庁北別館に合格者の受験番号を掲示するとともに、可否について受験者に郵送で通知する。

また、和歌山県ホームページ（<http://www.pref.wakayama.lg.jp/>）においても発表する。

## 8 得点の情報提供

個人の科目別得点及び総合得点を次のとおり本人に限り情報提供する。

## (1) 期間

平成27年11月12日（木）から同年12月3日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後5時まで

## (2) 場所

和歌山県環境生活部県民局食品・生活衛生課又は各保健所

## (3) 持参するもの

次に掲げるものを持参すること。

ア 受験票又は合格証書

イ 運転免許証等本人であることを証明する書類

## 9 その他

(1) 受験願書の用紙は、和歌山県環境生活部県民局食品・生活衛生課又は各保健所において配布する。

また、和歌山県ホームページの「申請書ダウンロード」から印刷することもできる。

(2) 試験についての問合せは、和歌山県環境生活部県民局食品・生活衛生課（電話番号073-441-2626）

又は各保健所に行うこと。

---

**和歌山県告示第853号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次の大規模小売店舗から店舗面積の合計が同法第3条第1項の基準面積以下となる旨の届出があったので、同法第6条第6項の規定により公告する。

平成27年7月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウジタ延時店

和歌山県和歌山市土入71-1

## 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

宇治田株式会社 代表取締役 宇治田啓造

和歌山県和歌山市古屋82-1

## 3 変更した年月日

平成27年6月24日

## 4 届出年月日

平成27年7月9日

---

**和歌山県告示第854号**

平成27年度漁業調査船「きのくに」定期検査入架点検整備業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成27年7月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
平成27年度漁業調査船「きのくに」定期検査入架点検整備業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県農林水産部農林水産政策局農林水産総務課  
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日  
平成27年6月29日
- 4 落札者の氏名及び住所  
勝浦船渠株式会社  
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦1156番地の1
- 5 落札金額  
41,580,000円（うち消費税及び地方消費税の額3,080,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成27年5月29日

和歌山県告示第855号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

平成27年7月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

木材登録番号	製材登録番号	チップ登録番号	登録年月日	住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は名称及び代表者の氏名	業務の態様	営業所又は工場の所在地
1001	1001	1001	平成27.7.1	和歌山市湊通丁南四丁目18	和歌山県森林組合連合会代表理事 美野勝男	木材・製材・チップ	御坊市塩屋町北塩屋280-1
1002	1002		平成27.7.1	和歌山市湊御殿一丁目1	宮坂木材産業株式会社代表取締役 宮坂雅博	木材・製材	和歌山市湊御殿一丁目1
1003			平成27.7.1	和歌山市園部1189-10	工匠木材店 小野正照	木材	和歌山市園部1189-10
2001			平成27.7.1	橋本市東家2-3-22	池田清吉建具 池田秀孝	木材	橋本市野212-6
	2001		平成27.7.1	伊都郡かつらぎ町広口657	中辻製材所 中辻秀敏	製材	伊都郡かつらぎ町広口657
2002			平成27.7.1	伊都郡高野町上筒香21	有限会社久保コーポレーション 久保博志	木材	伊都郡高野町上筒香21

		2001	平成 27.7.1	伊都郡かつらぎ町笠田 東586	青山チップ 青山豊司	チップ	伊都郡かつらぎ町笠田 東586
	4001		平成 27.7.1	有田郡有田川町延坂52 5	上続木工所 上続公夫	製材	有田郡有田川町延坂52 5
	4002		平成 27.7.1	有田郡有田川町庄491	中製材所 中裕紀	製材	有田郡有田川町庄491
4001	4003		平成 27.7.1	有田郡有田川町天満72 6	天満木材 高垣充益	木材・製材	有田郡有田川町天満72 6
4002			平成 27.7.1	有田郡広川町下津木93 6番地の1	広川町森林組合 代表理事組合長 沖久雄	木材	有田郡広川町下津木93 6番地の1
5001	5001	5001	平成 27.7.1	御坊市塩屋町北塩屋67 6-51	株式会社竹中商店 代表取締役 竹中香哉子	木材・製材 ・チップ	御坊市塩屋町北塩屋67 6-51 田辺市中辺路町水上41 5-8 日高郡美浜町和田101- 1
5002			平成 27.7.1	日高郡みなべ町東岩代 577	あらほり木材 荒堀和雄	木材	日高郡みなべ町東岩代 577
5003			平成 27.7.1	日高郡印南町古井521 番地	印南町森林組合 代表理事 谷廣美	木材	日高郡印南町古井521 番地
	5002		平成 27.7.1	日高郡美浜町和田2235 -2	株式会社丸紀 代表取締役 山田道夫	製材	日高郡美浜町和田2235 -2 東京都江東区富岡二丁 目8-15 高瀬ビル2階 大阪府豊中市走井二丁 目8-2
6002			平成 27.7.1	田辺市東山二丁目18-1 5	株式会社奥平林業 代表取締役 奥平利夫	木材	田辺市東山二丁目18-1 5
6003			平成 27.7.1	西牟婁郡白浜町日置98 0番地の1	大辺路森林組合 代表理事組合長 福山征 兒	木材	西牟婁郡白浜町日置98 0番地の1
6004			平成 27.7.1	西牟婁郡上富田町岩田 2421-4	谷本林業 谷本幸三	木材	西牟婁郡上富田町岩田 2421-4
6005			平成 27.7.1	西牟婁郡上富田町南紀 の台56-6	志波木材 志波秀夫	木材	西牟婁郡上富田町南紀 の台56-6
6006			平成 27.7.1	田辺市新庄町1825-1	堀尾木材店 堀尾修三	木材	田辺市新庄町1825-1
6007			平成 27.7.1	西牟婁郡上富田町朝来 1111番地	千賀林業 千賀征夫	木材	西牟婁郡上富田町朝来 1111番地
6008	6001		平成 27.7.1	田辺市神子浜一丁目17 番2号	株式会社寛座製材所 代表取締役 寛座健二	木材・製材	田辺市神子浜一丁目17 番2号
6009	6002	6001	平成 27.7.1	西牟婁郡上富田町岡2 番地	株式会社伸栄木材 代表取締役 栗栖万博	木材・製材 ・チップ	西牟婁郡上富田町岡2 番地
6010	6003		平成 27.7.1	田辺市本町18	杉本製材 杉本安弘	木材・製材	田辺市本町18

6011	6004	6002	平成 27.7.1	田辺市文里二丁目36番 24号	木材センター花与 杉若雅宣	木材・製材 ・チップ	田辺市文里二丁目36番 23号
7001			平成 27.7.1	東牟婁郡那智勝浦町八 尺鏡野510	株式会社紀州熊野木材 代表取締役 瀧岡俊太	木材	東牟婁郡那智勝浦町八 尺鏡野510
7002			平成 27.7.1	東牟婁郡北山村大沼20 8番地	北山村森林組合 代表理事組合長 山口賢 二	木材	東牟婁郡北山村大沼20 8番地
7003			平成 27.7.1	新宮市船町一丁目1-15	前田商行株式会社 代表取締役 前田章博	木材	新宮市船町一丁目1-15
7004			平成 27.7.1	新宮市熊野川町赤木46 5	上浦林業 上浦密三太	木材	新宮市熊野川町赤木46 5
7005			平成 27.7.1	新宮市熊野川町宮井37 4	峯園建設 峯園寛一	木材	新宮市熊野川町宮井37 4
	7001		平成 27.7.1	新宮市あけぼの6番7号	新宮木造住宅協同組合 理事長 速水洋平	製材	新宮市あけぼの6番7号
	7002		平成 27.7.1	新宮市熊野地一丁目12 -10	吉田製材所 吉田一茂	製材	新宮市熊野地一丁目12 -10
	7003		平成 27.7.1	東牟婁郡古座川町池野 山169-2	有限会社池田製材所 取締役 久保明	製材	東牟婁郡古座川町池野 山1202
	7004		平成 27.7.1	新宮市南谷町3459-1	榎本製材所 榎本多孝	製材	新宮市南谷町3459-1
7006			平成 27.7.1	三重県尾鷲市瀬木山町 8-1	株式会社濱周商事 代表取締役 濱田和正	木材	新宮市あけぼの4-13

和歌山県告示第856号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成27年7月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
和歌山東漁業協同組合の地区	東牟婁郡串本町出雲又は潮岬に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う棒受網漁業を主とする漁業	出雲・上野棒受網
	東牟婁郡串本町田並又は和深に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う棒受網漁業を主とする漁業	田並・和深棒受網
	東牟婁郡串本町串本に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う棒受網漁業を主とする漁業	串本棒受網
	東牟婁郡串本町須江に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う棒受網漁業を主とする漁業	須江棒受網

田野浦漁業協同組合の地区	総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船を使用して行う小型機船底びき網漁業を主とする漁業	田野浦底びき網第2
紀州日高漁業協同組合の地区	日高郡みなべ町埴田に住所又は根拠地を有する者が行う機船船びき網漁業	南部船びき網

**和歌山県告示第857号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年7月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中尾名手市場線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
紀の川市切畑字葛谷872番2地先から同市切畑字葛谷867番7地先まで	旧	4.25 } 9.95	160.00	
同上	新	5.75 } 9.95	160.00	

**和歌山県告示第858号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年7月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 中尾名手市場線

供用開始の区間 紀の川市切畑字葛谷872番2地先から同市切畑字葛谷867番7地先まで

供用開始の期日 平成27年7月21日

**人事委員会告示**

**和歌山県人事委員会告示第7号**

平成27年度和歌山県職員採用Ⅲ種試験を次の要綱により実施する。

平成27年7月21日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

平成27年度和歌山県職員採用Ⅲ種試験要綱

- 1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	主な職務内容
一般事務	2人程度	知事部局又は教育委員会等における事務
学校事務	12人程度	県立学校又は市町村立小中学校等における事務
警察事務	6人程度	警察本部等における事務
土木	2人程度	知事部局等における道路、河川事業等に関する施工監理等の業務

2 受験資格

(1) 平成3年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人。ただし、次の人は除く。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）における在学期間が平成28年3月末日現在で2年を超える人

イ 和歌山県人事委員会がアに該当する人と同等であると認める人

(2) 次のいずれかに該当する人は受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人（準禁治産者を含む。）

3 試験日、試験地及び合格発表

	試験日	試験地	合格発表
第1次試験	平成27年9月27日（日）午前9時	和歌山市 田辺市 新宮市	平成27年10月上旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに合格者に通知する。また、和歌山県ホームページにも掲載する。
第2次試験	(作文試験、適性検査) 平成27年10月中旬の指定する1日 (面接試験) 平成27年10月下旬の指定する1日	和歌山市	平成27年11月上旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに受験者全員に通知する。また、和歌山県ホームページにも掲載する。

4 試験の方法及び内容

(1) 土木を除く試験区分

	種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	教養試験 (択一式)	1000点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験（50題） <出題分野> 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈	2時間
第2次試験	作文試験	200点	文章による表現力、課題に対する理解力等についての記述試験（800字程度）	1時間
	面接試験	1400点	人物、能力、性格等についての個別面接	
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査 なお、検査結果は、面接試験の参考資料とする。	

(2) 土木

	種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	教養試験 (択一式)	400点	前記(1)の教養試験と同内容	2時間
	専門試験 (択一式)	600点	専門的知識及び能力についての筆記試験（40題） <出題分野> 数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学）、土木構造設計、測量、社会基礎工学及び土木施工等	2時間

第2次試験	作文試験	200点	前記(1)の作文試験と同内容	1時間
	面接試験	1400点	前記(1)の面接試験と同内容	
	適性検査		前記(1)の適性検査と同内容	

## (3) 試験内容等

ア 試験の内容は、高等学校卒業程度とする。

イ 第1次試験の合格者は、各試験種目の総合得点順に決定し、最終合格者は、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点順に決定する。ただし、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となる。

## 5 受験手続及び受付期間

## (1) 申込方法

次のいずれかにより和歌山県人事委員会事務局に申し込むこと。

## ア インターネット

和歌山県のホームページの電子サービス「電子申請/申請書」にある「和歌山県電子申請システム」から、画面上の指示に従って申し込むこと。

## イ 郵送

所定の申込用紙（申込書、受験票及び写真票）に必要事項を記入し、写真票に顔写真を貼って、和歌山県人事委員会事務局まで郵送すること。また、封筒の表に「Ⅲ種試験受験申込み」と朱書きし、必ず簡易書留郵便にすること。

申込用紙は、和歌山県ホームページの電子サービス「電子申請/申請書」にある「和歌山県電子申請システム」の「申請書ダウンロード」から印刷するか、次の配布場所において入手すること。

和歌山県人事委員会事務局

和歌山県パスポートセンター

和歌山県庁正面玄関サービスステーション

各振興局地域振興部総務県民課

海草振興局建設部海南工事事務所

東牟婁振興局申本建設部総務管理課

和歌山県東京事務所

わかやま紀州館

和歌山県名古屋観光センター

和歌山県警察本部警務課

和歌山県警察本部交通センター

県内各警察署

また、申込用紙を郵便で請求する場合は、切手を貼った宛先明記の返信用封筒を必ず同封して、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

## (2) 受付期間

## ア インターネットによる申込みの場合

平成27年8月10日（月）午前10時から同月28日（金）午後4時までに受信したものを受け付ける。

ただし、電子申請システムの管理運営上の都合により変更する場合がある。

## イ 郵送による申込みの場合

平成27年8月10日（月）から受付を開始し、同月28日（金）までの消印のあるものを受け付ける。

## (3) 受験票等の交付



ア インターネットによる申込みの場合

申込みが到達した場合は、整理番号とパスワードを記載した「申込完了通知メール」を自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「受付審査完了通知メール」を送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請システム内で発行する。受験票を発行した場合は、「受験票発行通知メール」を送信するので、指示に従い受験票ファイル及び写真票ファイルをダウンロードし、書面に印刷すること。写真票には、受験番号、氏名等を記入し、顔写真を貼ること。

試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。

なお、試験当日に写真票に顔写真が貼られていない場合は受験することができない。

イ 郵送による申込みの場合

申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付する。

なお、申込書等の記載事項に不備があるときは受理しない場合がある。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求により人事委員会が成績順に提示し、その中から採用者が決定される。採用の時期は、おおむね平成28年4月の予定である。

(2) 採用時の給料月額は、おおむね146,500円（平成27年4月1日現在）で、経歴その他に応じて一定の額（例：公務員の経歴は10割換算額、民間企業の正規職員の経歴は8割換算額等）が加算される。

このほか、職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）等の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

7 試験結果の開示

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により、口頭で開示請求することができる。

開示を希望する人は、以下により受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

試験の種類	請求できる人	開示内容	開示期間
第1次試験	第1次試験不合格者	総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。） 午前9時（開示期間の初日は、合格発表後）から午後5時45分まで
第2次試験	第2次試験受験者	(1) 第1次試験の総合得点及び総合順位 (2) 第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	

8 その他

(1) 車椅子、ルーペの使用、拡大文字による受験等を希望する人は、申込時に和歌山県人事委員会事務局に申し出ること。

(2) この試験についての問合せは、和歌山県人事委員会事務局にすること。

**警察本部告示**

**和歌山県警察本部告示第7号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県警察捜査支援システム増強及び貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成27年7月21日

## 1 一般競争入札に付する業務の名称等

## (1) 調達役務の名称

和歌山県警察捜査支援システム増強及び貸借業務

## (2) 調達役務の仕様等

和歌山県警察捜査支援システム増強及び貸借業務仕様書(以下「仕様書」という。)による。

## 2 一般競争入札に参加する者の資格

## (1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成27年7月21日(火)において、次に掲げる要件のいずれもを満たす者とする。

ア 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

イ 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないものであること。

ウ 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

エ 国税及び都道府県税に未納がない者であること。

オ この入札に係るシステム増強業務と同種の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは、情報認識端末を設置し、その情報を拠点サーバに送信するシステム構築実績を有することとする。

カ この入札に係る貸借業務と同種の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは、24時間365日運用によるサーバ機器及びネットワーク機器について、メンテナンスリース又はレンタルを行った実績を有することとする。

キ 営業品目にソフトウェア開発を有する者であること。

ク 営業品目に貸借を有する者であること。

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者(以下「暴力団等」という。)が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。

コ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。

サ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者又は破産法(平成16年法律第75号)に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

## (2) この入札に係る業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織(以下「コンソーシアム」という。)として参加する場合は、各構成員が(1)のアからエまで及びケからサまでに掲げる要件を全て満たし、構成員のうちシステム増強業務を担当する者は(1)のオ及びキの要件を、貸借業務を担当する者は(1)のカ及びクの要件をそれぞれ満たしていること。

## 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

## (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでないとき。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(エ) 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し)

- (カ) 使用印鑑届
  - (キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において、発行後3か月を経過していないもの
    - a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
    - b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目
  - (ク) 誓約書
  - (ケ) 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
  - (コ) 仕様書に準拠する機器の一覧(メーカー名、製品名(型名)、数量、仕様等を記載したもの)。ただし、記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。
  - (サ) 申請者のシステム増強業務に関する業務実績証明書(過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)
  - (シ) 申請者のシステム賃貸借業務に関する業務実績証明書(過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)
  - (ス) 申請者にシステム増強体制が整備されていることを証明するシステム増強体制証明書(障害発生時の連絡体制図を添付すること。)
  - (セ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの
    - a 障害発生時の連絡体制図を添付すること。
    - b 営業所、待機拠点等における常駐技術者数を記載すること。
- イ コンソーシアムとして申請する場合
- 次の(ア)、(コ)及び(ス)から(ソ)までの書類についてはコンソーシアムの代表者が、(サ)の書類についてはシステム増強業務を担当する構成員が、(シ)の書類については賃貸借業務を担当する構成員が提出すること。
- また、(イ)から(ケ)までの書類については構成員ごとに提出すること。
- (ア) 競争入札参加資格審査申請書(コンソーシアム)
  - (イ) 事業経歴書
  - (ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
  - (エ) 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
  - (オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)
  - (カ) 使用印鑑届
  - (キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの
    - a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
    - b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目
  - (ク) 誓約書
  - (ケ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状(コンソーシアム構成員)及び委任状(コンソーシアム代表者)
  - (コ) 仕様書に準拠する機器の一覧(メーカー名、製品名(型名)、数量、仕様等を記載したもの)。ただし、記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。
  - (サ) 申請者のシステム増強業務に関する業務実績証明書(過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)
  - (シ) 申請者のシステム賃貸借業務に関する業務実績証明書(過去5年以内に締結した契約書の写しを

添付すること。)

(ス) 申請者にシステム増強体制が整備されていることを証明するシステム増強体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。)

(セ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの

- a 障害発生時の連絡体制図を添付すること。
- b 営業所、待機拠点等における常駐技術者数を記載すること。

(ソ) コンソーシアム協定書の写し

コンソーシアムの構成員間で締結したものをコンソーシアムとして提出すること。

(2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、(1)のア並びにイの(イ)から(オ)まで、(キ)及び(ク)に掲げる申請書類に代えることができる。

(3) (1)のア並びにイの(ア)、(イ)、(カ)、(ク)、(ケ)及び(サ)から(セ)までに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成27年7月21日（火）から同年8月10日（月）までの和歌山県の休日（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において質問を行うほか、平成27年8月11日（火）までの間に和歌山県警察本部刑事部刑事企画課（以下「刑事企画課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

#### 4 入札説明会の場所及び日時

##### (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1  
和歌山県警察本部1階 会議室7

##### (2) 日時

平成27年8月7日（金）午前11時

#### 5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成27年7月21日（火）から同年8月18日（火）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、6に掲げる場所に提出するものとする。

なお、郵送による場合は、平成27年8月18日（火）午後4時までに、6に掲げる場所に必着しなければならない。

#### 6 資格審査申請書類の配布の場所

刑事企画課  
和歌山市小松原通一丁目1番地1  
郵便番号 640-8588  
電話番号 073-423-0110（代表）  
ファクシミリ番号 073-423-2779

#### 7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成27年8月25日（火）までに通知するものとし、コンソーシアムにあつては、構成員のうち代表者に通知する。

#### 8 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察に対してその理由について説明を求めることができる。

- (2) (1)の説明は、平成27年9月4日（金）午後4時までに書面により求めることができる。
- (3) (2)の書面は、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。
- (4)説明を求めた者に対する回答は、平成27年9月9日（水）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

## 公 告

### 入 札 公 告

和歌山県警察捜査支援システム増強及び賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成27年7月21日

和歌山県警察本部長 下 田 隆 文

#### 1 一般競争入札に付する事項

##### (1) 事業年度

平成27年度から平成32年度まで

##### (2) 調達役務の名称及び数量

和歌山県警察捜査支援システム増強及び賃貸借業務 一式

##### (3) 履行期間

###### ア 和歌山県警察捜査支援システム増強業務

契約日から平成28年3月31日までの間。ただし、本運用開始日は平成28年3月1日とする。

###### イ 和歌山県警察捜査支援システム賃貸借業務（システムの保守を含む。）

平成28年3月1日から平成33年2月28日までの間

##### (4) 調達役務の仕様等

和歌山県警察捜査支援システム増強及び賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

##### (5) 納入場所

和歌山県警察本部が指定する場所

##### (6) 入札金額

総額で入札することとする。

#### 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成27年和歌山県警察本部告示第7号に規定する和歌山県警察捜査支援システム増強及び賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

#### 3 契約条項を示す場所及び期間

##### (1) 場所

和歌山県警察本部刑事部刑事企画課（以下「刑事企画課」という。）

和歌山市小松原通一丁目1番地1

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-423-2779

##### (2) 期間

平成27年7月21日（火）から同年8月10日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

#### 4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

##### (1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

###### ア 場所

3の(1)に同じ。

## イ 期間

3の(2)に同じ。

- (2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、5に掲げる入札説明会において行うほか、平成27年7月21日（火）から同年8月11日（火）午後4時までの間に刑事企画課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

## 5 入札説明会の場所及び日時

## (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室7

## (2) 日時

平成27年8月7日（金）午前11時

## 6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

- (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

## ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室9

## イ 入札日時

平成27年9月14日（月）午前10時

## ウ 開札場所

アに同じ。

## エ 開札日時

イに同じ。

- (2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県警察から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参するものとする。

- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成27年9月11日（金）午後4時までに刑事企画課に必着するように行わなければならない。

## 7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

#### 9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

#### 10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察から一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

#### 11 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、刑事企画課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない刑事企画課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する入札日時に入札場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

#### 12 契約書作成の要否

要

#### 13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

#### 14 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

#### 15 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

ファクシミリ番号 073-423-0120

(2) この入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

16 Summary

(1) Increase and rental of Wakayama Prefectural Police Criminal Investigation Support System

(2) Time limit for tender :

10:00 a.m. Monday 14 September 2015 (Deadline for bids submitted by mail : 4:00 p.m.

Friday 11 September 2015)

(3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department

Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

TEL:073-423-0110

FAX:073-423-0120